

# 5 家賃、敷金について

## 1. 月収額の計算方法

年間総所得金額 B 9～11ページの(1) 参照	基礎控除振替分の 控除 下記の※参照	控除金額の合計 C 11ページの(2) 参照	月収額 D 3ページの(7) 参照
円 —	—	円 =	
12ヶ月			

※ 基礎控除振替分の控除  
 給与所得または年金収入に係る雑所得を有する者の所得額から、年額10万円を限度  
 (所得額が10万円未満の場合はその額)に基礎控除の振替分として控除します。

### (1) 年間総所得金額Bの計算方法

入居申込者および同居予定者のなかで、2人以上収入がある場合はそれぞれ年間総所得金額Bを計算し合算してください。

生活保護の各種扶助料、失業給付金、老齢福祉年金、遺族年金、児童手当、児童扶養手当などの税法上非課税扱いとなるものや仕送り、一時的な所得は収入としません。

### ア. 源泉徴収票または所得証明書がある方。(下図の年間総所得金額Bの欄を参照)

源泉徴収票の場合

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

住所又は支所	氏名		
職別	支払金額	給与所得控除後の金額	源泉徴収税額
(源泉)控除対象配偶者の有無等	控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)	16歳未満扶養親族の数
専業主婦	老人	特定	老人
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
未就業者	外国人	死に達者	乙
甲	特別	その他	ひとり親
勤労学生	中途就・退職	受給者生年月日	元号
税職退職	年月日	元号	年月日
支	年間総収入金額 A	年間総所得金額 B	

所得証明の場合

令和 年度(令和 年分) 所得(課税)証明書 (1/1)

住所	氏名	生年月日
給与所得	合計所得金額	所得控除
源泉徴収	所得税額	所得税額
収入内訳	所得控除の内訳	所得税額
収入	所得控除	所得税額

上記のとおり相違ないことを証明します。 令和 年 月 日

福岡県久留米市長 大久保 勉

## イ. 源泉徴収票または所得証明書がない方

下記を参考に【年間総収入金額 A】から【年間総所得金額 B】を算出してください。

### イ-1 給与の場合

○ 年間総収入金額 A(円)が1,627,999円以下の人は次の表で計算してください。

年間総収入金額 A(円)		年間総所得金額 B(円)
1 ~ 550,999	→	0
551,000 ~ 1,618,999	→	A - 550,000
1,619,000 ~ 1,619,999	→	1,069,000
1,620,000 ~ 1,621,999	→	1,070,000
1,622,000 ~ 1,623,999	→	1,072,000
1,624,000 ~ 1,627,999	→	1,074,000

○ 年間総収入金額 A(円)が1,628,000円から6,599,999円の方は次の表で計算してください。

$A(円) \div 4$	=	_____ , 000円
---------------	---	--------------

  

(千円未満の端数切捨て)A'		年間総所得金額 B(円)
407,000 ~ 449,000	$A' \times 2.4 + 100,000円$	=
450,000 ~ 899,000	$A' \times 2.8 - 80,000円$	=
900,000 ~ 1,649,000	$A' \times 3.2 - 440,000円$	=

○ 年間総収入金額 A(円)が6,600,000円以上の人は次の表で計算してください。

年間総収入金額 A(円)		年間総所得金額 B(円)
6,600,000 ~ 9,999,999	$A \times 0.9 - 1,100,000$	=
10,000,000 ~	$A \times 0.95 - 1,600,000$	=

※転職または就職して1年に満たない場合の【年間総収入金額 A】は下の計算で1年間の収入に換算してください。その【年間総収入金額 A】から【年間総所得金額 B】を算出してください。

$$\frac{\text{就職した月の翌月から申込みの前月までの収入(税込み)の合計}}{\text{就職した月の翌月から申込みの前月までの月数}} \times 12$$

## イ-2 公的年金(雑所得)の場合

年齢	年間総収入金額 A(円)	年間総所得金額 B(円)
65歳未満	130万円未満	A - 600,000
	130万円以上 ~ 410万円未満	A × 0.75 - 275,000
	410万円以上 ~ 770万円未満	A × 0.85 - 685,000
	770万円以上	A × 0.95 - 1,455,000
65歳以上	330万円未満	A - 1,100,000
	330万円以上 ~ 410万円未満	A × 0.75 - 275,000
	410万円以上 ~ 770万円未満	A × 0.85 - 685,000
	770万円以上	A × 0.95 - 1,455,000

※1円未満の端数は切り捨てます。

※マイナスは0円です。

## イ-3 給与所得者および公的年金(雑所得)以外の場合(自営業・利子・配当所得等)

【年間総収入金額 A】 - 【必要経費】 = 【年間総所得金額 B】となります。

※確定申告書や市・県民税の申告の写し等で確認ください。

## (2) 控除金額の合計 C 計算方法

下の表にしたがって計算してください。

控除の種類	内容	控除金額
同居者および扶養親族控除	申込者を除く同居者および所得税の控除を受けている親族	380,000円 × ( )人 原則「入居者数 - 1人」
老人扶養親族控除 (控除対象配偶者含む)	同一生計配偶者または、扶養親族のうち、年齢が70歳以上の人	100,000円 × ( )人
特定扶養親族控除	配偶者を除く扶養親族のうち16歳以上23歳未満の人	250,000円 × ( )人
障害者控除	申込者、同居者および扶養親族の中で障害のある方	270,000円 × ( )人
特別障害者控除	申込者、同居者および扶養親族の中で重度の障害者の方 ・身体障害: 1・2級 ・精神障害: 1級 ・知的障害: A・A1・A2	400,000円 × ( )人
ひとり親控除	婚姻をしていない又は配偶者と離婚・死別等した後に婚姻または事実婚状態にない人で、生計を一にする子(所得48万円以下かつ他者の扶養になっていない)を有し、合計所得額が500万円以下である人	その人の所得から35万円を限度に控除
寡婦控除	上記のひとり親控除には該当せず、事実婚状態にない人で、以下のいずれかの要件を満たす人。①夫と離別した人で、扶養親族があり、合計所得額が500万円以下である人②夫と死別等した人で、合計所得額が500万円以下である人	その人の所得から27万円を限度に控除

控除金額の合計 C: \_\_\_\_\_ 円